

奈良県議会委員会条例をここに公布する。

奈良県議会委員会条例

(常任委員会の設置)

第一条 奈良県議会に次の常任委員会を置く。

総務警察委員会

厚生委員会

経済労働委員会

建設委員会

文教くらし委員会

(昭四五条例三九・昭五三条例一・昭五八条例一・平元条例三五・平二三条例三・一部改正)

(常任委員会の所管事項)

第二条 常任委員会の所管事項は、次のとおりとする。

総務警察委員会 総務部、会計局、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び公安委員会の所管に属する事務に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項

厚生委員会 福祉医療部の所管に属する事務に関する事項

経済労働委員会 環境森林部、産業部、食農部、労働委員会及び内水面漁場管理委員会の所管に属する事務に関する事項

建設委員会 県土マネジメント部、水道局及び収用委員会の所管に属する事務に関する事項

文教くらし委員会 地域創造部及び教育委員会の所管に属する事務に関する事項

(昭五八条例一・全改、昭六〇条例二・平元条例三五・平七条例三三・平八条例三一・平一六条例二一・

平一九条例四九・平二〇条例四七・平二二条例五二・平二三条例三・平二五条例七一・平三〇条例六九・

令二条例五七・令六条例六〇・一部改正)

(常任委員会の委員の定数)

第三条 常任委員会の委員の定数は、次のとおりとする。

総務警察委員会 九名

厚生委員会 八名

経済労働委員会 九名

建設委員会 九名

文教くらし委員会 八名

(昭四二条例三・全改、昭四五条例三九・昭五〇条例三五・昭五三条例一・昭五八条例一・昭六二条例

二・平元条例三五・平元条例五・平三条例二・平七条例一・平一一条例一・平一九条例一・平二三条例

三・令元条例一・令二条例七・一部改正)

(常任委員の任期)

第四条 常任委員は、議員の任期中在任する。

(平二四条例四二・全改)

(特別委員会の設置)

第五条 特定の事件を審査する必要があるときは、議会の議決により、特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会の委員の定数は、その都度、議会の議決により、これを定める。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

(平二四条例四二・一部改正)

(委員長、副委員長及び委員の選任)

第六条 常任委員会及び特別委員会に委員長及び副委員長各一人を置く。ただし、特に必要あるときは、副委員長四人以内を置くことができる。

2 常任委員会及び特別委員会の委員長、副委員長及び委員は、議会において選任する。ただし、常任委員会及び特別委員会の委員は、閉会中においては、議長が選任することができる。

3 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

4 第二項ただし書の規定により常任委員会及び特別委員会の委員を選任したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(昭三六条例一八・平一八条例二三・平二四条例四二・一部改正)

(委員長、副委員長及び委員の辞職)

第七条 常任委員会及び特別委員会の委員長、副委員長及び委員がその職を辞そうとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては、議長がこれを許可することができる。

2 前項ただし書の規定により常任委員会及び特別委員会の委員長、副委員長及び委員の辞職を許可したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(平一八条例二三・一部改正)

(招集)

第八条 委員会は委員長がこれを招集する。ただし、委員の定数の二分の一以上のものから委員会の招集の請求があるときは、委員長は、これを招集しなければならない。

2 委員長は、委員会を招集するときは、あらかじめ、議長に必要な事項を通知しなければならない。

(出席の特例)

第八条の二 委員長は、重大な感染症のまん延防止のため必要があると認めるとき又は大規模な災害の発生その他やむを得ない事由により委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。

2 委員が前項の規定により委員会に参加しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

3 第一項の規定により委員会に参加した委員については、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

(令五条例一二・追加)

(委員長の代理及び仮委員長)

第九条 委員長に事故ある場合又は委員長が欠けた場合は、副委員長(副委員長が二人以上あるときは、あらかじめ委員長が指定した副委員長)がその職務を代理する。

2 委員長及び副委員長ともに事故ある場合は、委員の中から仮委員長を互選する。

(平一八条例二三・一部改正)

(委員長の議事整理権)

第十条 委員長は、委員会(公聴会を含む。)の議事を整理し、秩序を保持する。

(定足数)

第十一条 委員会は、委員の定数の二分の一以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(表決)

第十二条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(秩序及び品位の尊重)

第十三条 委員は、委員会の秩序及び品位を重んじなければならない。

(議事妨害及び離席の禁止)

第十四条 会議中はみだりに発言し、または騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 委員は、会議中、みだりに離席してはならない。

(委員会の公開等)

第十五条 委員会は、これを公開する。ただし、委員会の議決によつて秘密会とすることができる。

2 委員長は、会議の秩序を保持するため、必要があるときは、傍聴人を制限し、又は退場を命ずることができる。

3 前項に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(平二八条例一二・一部改正)

(秩序保持に関する措置)

第十六条 委員が、法律またはこの条例に違反したときは、委員長は、これを制止し、または発言を取消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

(平二四条例四二・一部改正)

(委員長、副委員長及び委員の除斥)

第十七条 委員長、副委員長及び委員は、地方自治法第百十七条の規定による議事については、参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、会議に出席して発言することができる。

(知事等の出席、説明及び説明書の提出要求)

第十八条 委員長は、地方自治法第百二十一条の規定に定める者及びその部局の職員に対し、説明のため出席を求め必要な説明書の提出を求めることができる。

(公聴会の開催)

第十九条 公聴会は、委員会の議決により議長の承認を経てこれを開く。

(公聴会の公示)

第二十条 公聴会開催のときは、公聴会の案件とともに開催の場所及び日時等を委員長においてあらかじめ公衆に周知せしめるよう努めなければならない。

(意見を述べようとする者の申出)

第二十一条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(平二四条例四二・全改)

(公述人の決定)

第二十二條 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(平二四条例四二・全改)

(公述人の発言)

第二十三條 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(平二四条例四二・追加)

(委員と公述人の質疑)

第二十四條 委員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対し質疑をすることができない。

(平二四条例四二・追加)

(代理人又は文書による意見の陳述)

第二十五條 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(平二四条例四二・追加)

(参考人)

第二十六條 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第二十三條(公述人の発言)、第二十四條(委員と公述人の質疑)及び第二十五條(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

(平二四条例四二・追加)

(委員長報告)

第二十七條 委員長は、委員会(公聴会を含む。)の経過及び結果を議会に報告しなければならない。

(平二四条例四二・旧第二十三條繰下)

(書記の任務)

第二十八條 議会の書記は、議長の定めるところにより、委員長の指導を受けて委員会の事務に従事する。

(平二四条例四二・旧第二十四條繰下)

(分科会の設置)

第二十九條 委員会は、議決により分科会を設けることができる。

(平二四条例四二・旧第二十五條繰下)

(奈良県議会会議規則準用)

第三十條 この条例に定めるもののほか、委員会の会議については奈良県議会会議規則(昭和三十一年十二月奈良県議会規則第一号)による。

(平二四条例四二・旧第二十六條繰下・一部改正)

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 奈良県議会委員会条例(昭和三十六年三月奈良県条例第二十号)は、廃止する。

附 則(昭和三十六年条例第一八号)

この条例は、昭和三十六年六月三十日から施行する。

附 則(昭和四二年条例第三号)

この条例は、昭和四十二年四月三十日から施行する。

附 則(昭和四二年条例第四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四五年条例第三九号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に次の表の上欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長又は委員である者は、それぞれこの条例による改正後の奈良県議会委員会条例(昭和三十一年八月奈良県条例第三十三号)による次の表の下欄に

掲げる常任委員会の委員長、副委員長又は委員になるものとする。

総務委員会	総務委員会
厚生労働委員会	教育厚生委員会
農林商工委員会	経済労働委員会
建設委員会	建設委員会

附 則(昭和五〇年条例第三五号)

この条例は、昭和五十年四月三十日から施行する。

附 則(昭和五一年条例第一三号)

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則(昭和五三年条例第一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五五年条例第二五号)

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則(昭和五八年条例第一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六〇年条例第二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六二年条例第二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年条例第三五号)

この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則(平成元年条例第五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成三年条例第二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成七年条例第三三号)

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則(平成七年条例第一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成八年条例第三一号)

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成一一年条例第一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一六年条例第二一号)

この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則(平成一八年条例第二三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一九年条例第四九号)

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年条例第一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二〇年条例第四七号)

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二二年条例第五二号)

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二三年条例第三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二四年条例第四二号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年三月一日から施行する。

附 則(平成二五年条例第七一号)

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年条例第一二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成三〇年条例第六九号)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則(令和元年条例第一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和二年条例第五七号)

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

附 則(令和二年条例第七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和五年条例第一二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和六年条例第六〇号)

この条例は、令和六年四月一日から施行する。